

**株式会社 宛**

 拡販ライセンス証発行申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 2024 年 月 日 |
| ライセンス種別 | [ ]  学習ライセンス [ ]  ランタイムライセンス |
| 使用開始日 | 2024 年 月 日 |
| 使用期限 | [x]  販売代理店契約期間完了まで |
| PC識別ID | ※ 対象PCの識別情報をツールで取得し、この申請書と一緒にご提出ください。 |
| 販売代理店 |   |
| 利用会社名 |   |
| 利用部署名 |   |

[ ]  「Roxy AI 拡販ソフトウェア使用規約」の内容を確認のうえ同意し、
拡販ライセンス証の発行を申請します。

お名前： 印

※ ご署名いただくか、ご記名ご押印をお願いします。

Roxy AI拡販ソフトウェア使用規約

本規約は、株式会社Roxy（以下「Roxy」）が著作権を有するRoxy AI拡販ライセンスのソフトウェア使用権の許諾に関する条件を定めます。

Roxyと販売代理店契約を締結した代理店（以下「販売代理店」）及び販売代理店と販売パートナー契約を締結した代理店（以下「販売パートナー」）（販売代理店と販売パートナーを併せて、以下「販売代理店等」）は、本規約に同意した場合にのみソフトウェア使用権を購入し使用を開始することができます。

上記販売代理店等の同意をもって、本規約に定めるソフトウェアの使用契約（以下「本契約」）が成立します。

1. （定義）

本契約においては、以下の定義を適用します。

「本件ソフトウェア」とは、Roxyが著作権を有するRoxy AIのコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」）、本件プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM及びその他の媒体物並びに本件プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料を総称します。なお、本件プログラムに関連して配布するサンプルプログラム（以下「本件サンプルプログラム」）、及びＯＳＳ等の別ライセンスに基づくライブラリ等は、本件ソフトウェアには含まれません。

1. （許諾期間）

本件ソフトウェアの使用が許諾される期間は、販売代理店等が申請し、Roxyが合意した期間（以下「本件許諾期間」）となります。

1. （使用許諾）

１　Roxyは、第２条の本件許諾期間中、販売代理店等に対し、Roxy AIを販売促進する目的（以下「本件利用目的」）のための使用に限り、購入したライセンス数と同じ台数のコンピュータ上での本件ソフトウェアに係る非独占的な使用権（以下「本件ソフトウェア使用権」）を許諾します。

２　販売代理店等は、本件ソフトウェアを日本国内に限り使用することができます。本件ソフトウェアを日本国外に持ち出す場合には、本契約とは別の海外向けソフトウェア使用規約に合意して、海外での使用についてRoxyから許諾を受ける必要があります。

1. （保守）

１　販売代理店等は本件許諾期間中、以下に掲げるサポートを無償で受けることができます。

（１）本件ソフトウェアの使用開始に必要となる説明及び使用方法の教育（同じ内容に対して１回のみ）

（２）本件ソフトウェアに起因する障害への対応

（３）本件ソフトウェアとの関連が疑われる不具合に対する原因解析

（４）本件ソフトウェアのバージョンアップ対応

２　販売代理店等は、前項の規定にかかわらず以下の場合には、前項のサポートを受けることができません。

（１）前項（１）に該当しない、使用開始後の教育

（２）第７条に該当しない現地作業が必要となる場合

（３）対応に過分な費用や時間を要する場合

３　Roxyが前２項でサポートする本件ソフトウェアのバージョンは、そのバージョンをRoxyが発売開始した日から５年間を超えない範囲までとなります。

1. （本件ソフトウェアの権利関係）

販売代理店等は、本契約に基づき本件ソフトウェア使用権のみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利は、Roxyに帰属します。

1. （対価の支払い）

１　販売代理店は、Roxyが定めるライセンス料を、販売代理店とRoxyとの間で合意した期限と方法により支払い、Roxyからライセンス証を受け取ります。

２　販売パートナーは、販売代理店が定めるライセンス料を、販売パートナーと販売代理店との間で合意した期限と方法により支払い、販売代理店からライセンス証を受け取ります。

1. （不具合の修補・免責）

１　第４条に定める保守期間中、本件ソフトウェアにバグ等の不具合が発見され、本件ソフトウェアが本契約の内容に適合しないものであった場合（以下「本件不適合」）、Roxyは販売代理店等の要請を受けてから相当の期間内に本件不適合を修補します。ただし、本件不適合が軽微でありその修補のために過分な費用を要する場合はこの限りではありません。

２　前項に定める場合を除き、Roxyは販売代理店等に対して、本件不適合に起因又は関連して生じた一切の損害について責任を負いません。

1. （Roxyの表明保証）

１　Roxyは、販売代理店等に対して、本件ソフトウェアについて、本契約締結日に、日本国内において、販売代理店等又は第三者の著作権を侵害する内容が含まれていないことを表明し、保証します。

２　前項の定めに違反して、本件ソフトウェアについて、日本国内において、第三者から販売代理店等に対して権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償等（以下「クレーム等」と総称）がなされた場合、Roxyは、その費用及び責任において、当該クレーム等を解決します。ただし、販売代理店等はRoxyが当該クレーム等を解決するにあたり、Roxyに協力する義務を負います。

1. （禁止事項）

販売代理店等は、本件ソフトウェアについて、Roxyの事前の書面による同意を得ずに以下に掲げる行為をすることはできません。

（１）本契約に定められた目的及び条件以外で本件ソフトウェアの全部又は一部を複製すること

（２）本件ソフトウェアの全部又は一部を改変・翻案すること

（３）本件ソフトウェアの構造・機能・処理方法等を解析し、又は本件ソフトウェアのソースコードを得ようとすること

（４）本件ソフトウェアの全部若しくは一部を、他のソフトウェアに組み込み、又は他のソフトウェアの全部若しくは一部を本件ソフトウェアの一部に組み込むこと

（５）本件ソフトウェアの知的財産権表示を削除・改変すること

（６）その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は第三者に利用させること

1. （解除）

１　販売代理店等に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、Roxyは、本契約を解除することができます。

２　販売代理店等に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、Roxyは、催告なしに、直ちに本契約を解除することができます

（１）重大な過失又は背信行為があったとき

（２）事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき

（３）反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき

（４）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

1. （有効期間）

１　本契約の有効期間は、販売代理店等が本契約に同意し、本件ソフトウェアを入手してから、本件許諾期間の満了までとなります。

２　本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本項、第１２条（契約終了後の措置）、第１４条（損害賠償の特約）、第１５条（準拠法及び裁判管轄）、第１６条（誠実協議）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続します。

1. （契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、販売代理店等は、本件ソフトウェアのコピーを全て返却または廃棄し、その旨をRoxyに対して速やかに文書により報告する必要があります。

1. （権利義務譲渡等の禁止）

販売代理店等は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、Roxyの事前の書面による承諾なく第三者に譲渡できず、担保にもできません。ただし、販売代理店等に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではありません。

1. （損害賠償の特約）

１．販売代理店等は、Roxyに対し、本件ソフトウェアの不具合を直接の原因として現実に被った損害に限り、本条第２項の限度内で損害賠償を請求することができます。

２．Roxyの負う損害賠償責任は、本契約に基づく本件ソフトウェアの販売価格を限度とします。

３．販売代理店等が本件ソフトウェアの使用を通じて、第三者に対して損害を与えた場合、販売代理店等は自己の責任と費用において、当該損害を賠償するものとし、Roxyに対していかなる補填・補償も請求できません。

４．販売代理店等が本件ソフトウェアの使用を通じて、第三者との間で紛争が生じた場合、販売代理店等の責任において、紛争を解決する必要があります。ただし、販売代理店等はRoxyに対して、紛争の解決に必要な照会をすることができます。

1. （準拠法及び管轄裁判所）

１　本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとします。

２　本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1. （誠実協議）

本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、Roxyと販売代理店等で誠意をもって協議決定します。

2022年 7月 22日 制定